## 秋田県耕作放棄地対策協議会規約

平成21年 1月 6日制定 平成21年 4月27日一部改正 平成22年 4月 1日一部改正 平成23年12月26日一部改正 平成28年 6月29日一部改正

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、秋田県耕作放棄地対策協議会(以下「県協議会」という。)という。

## (事務所)

第2条 県協議会は、主たる事務所を秋田市高陽幸町3番37号 秋田県土地 改良事業団体連合会(以下「土地連」という。)に置く。

### (目的)

第3条 県協議会は、<u>荒廃農地</u>の再生利用、<u>荒廃農地</u>発生抑制等に資することを目的とする。

#### (事業)

第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 荒廃農地再生利用に関すること。
- (2) 荒廃農地発生抑制等に必要なこと。
- 2 県協議会は、前項に関する業務の一部を構成機関等に委託して実施することができるものとする。

## 第2章 会員等

(県協議会の会員)

- 第5条 県協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。
  - (1) 秋田県
  - (2) 秋田県市長会
  - (3) 秋田県町村会
  - (4) 秋田県農業会議
  - (5) 秋田県農業公社
  - (6) 秋田県農業協同組合中央会(以下「JA中央会」という。)
  - (7) 秋田県土地改良事業団体連合会(以下「土地連」という。)

(届出)

第6条 会員は、その氏名又は住所(会員が団体の場合については、その名称、所在地又は代表者の氏名)に変更があったときは、遅滞なく県協議会にその旨を届け出なければならない。

## 第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第7条 県協議会に次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名
- 2 前項の役員は、第5条第1項の会員の中から総会において選任する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

### (役員の職務)

第8条 会長は、会務を総理し、県協議会を代表する。

- **2** 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 県協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
  - (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
  - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

### (役員の任期)

第9条 役員の任期は、3年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

# (任期満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、 なおその職務を行うものとする。

2 役員が任期途中に人事異動等により退任した場合は、その残任期間について、前任者が所属する団体の後任者が就任するものとする。

### (役員の解任)

- 第11条 県協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、県協議会は、その総会の開催の30日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。
  - (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない非行があったと

き。

### (役員の報酬)

- 第12条 役員は、無報酬とする。
- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第4章 総会

### (総会の種別等)

- 第13条 県協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1)会員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
  - (2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
  - (3) その他会長が必要と認めたとき。

### (総会の招集)

- 第14条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。
- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

#### (総会の議決方法等)

- 第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についての み議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限り でない。
- 4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数 をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

## (総会の権能)

- 第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
  - (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
  - (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
  - (3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
  - (4) 第4条の事業の実施に関すること。
  - (5) その他県協議会の運営に関する重要な事項。

### (特別議決事項)

- 第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の 2以上の多数による議決を必要とする。
  - (1) 県協議会規約の変更
  - (2) 県協議会の解散
  - (3) 会員の除名
  - (4)役員の解任

# (書面又は代理人による表決)

- 第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。
- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに県協議会に到達しないときは、 無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を県協議会に提出しなければならない。
- 4 第15条第1項及び第4項並びに第17条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

### (議事録)

- 第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
  - (1) 開催日時及び開催場所
  - (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第18条第4項により当 該総会に出席したとみなされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏 名
  - (3) 議案
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちから、その総会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。
- 4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

## 第5章 事務局

## (事務局)

- 第20条総会の決定に基づき県協議会の業務を執行するため、事務局を置く。
- 2 事務局は次に掲げるものをもって組織する。
  - (1) 秋田県農林水産部農山村振興課
  - (2) 土地連
- 3 前項の事務局は、各事務の区分ごとに責任者を置く。
- 4 県協議会は、業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 5 事務局長は、会長が任命する。

6 県協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(業務の執行)

- 第21条 県協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるものの ほか、次の各号に掲げる規程による。
  - (1) 事務処理規程
  - (2) 会計処理規程
  - (3) 文書取扱規程
  - (4) 公印取扱規程
  - (5) 内部監查実施規程

## (書類及び帳簿の備付け)

- 第22条 県協議会は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を 備え付けておかなければならない。
  - (1) 県協議会規約及び前条各号に掲げる規程
  - (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
  - (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
  - (4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

### 第6章 会計

### (事業年度)

第23条 県協議会の事業年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日 に終わる。

(資金)

- 第24条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1)荒廃農地再生利用に係る国からの交付金(基金)
  - (2) 荒廃農地再生利用に係る国からの交付金(助成金)

### (資金の取扱い)

第25条 県協議会の資金の取扱方法は、業務方法書及び会計処理規程で定める。

### (事務経費支弁の方法等)

第26条 県協議会の事務に要する経費は、第24条第1号、同条第2号のその他の収入をもって充てる。

### (事業計画及び収支予算)

第27条 県協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、事業開始前に 総会の議決を得なければならない。

### (監査等)

第28条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常 総会の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければな らない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録
- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の 承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第29条 会長は、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱(平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領(平成21年4月1日付け20農振第2208号農村振興局長通知。以下「実施要領」という。)及びその他の規程の定めるところにより、次の各号に掲げる書類を東北農政局長に提出しなければならない。

### (国関係書類)

- (1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書
- (2) 前年度末の財産目録及び貸借対照表
- (3) 前年度の収支計算書及びその年度の収支予算書
- 第7章 県協議会の規約の変更、解散及び残余財産の処分

(規約の変更)

第30条 この規約を変更する場合は、東北農政局長の承認を受けなければならない。

(届出)

第31条 第21条各号に掲げる規程に変更があった場合には、県協議会は、 遅滞なく東北農政局長に届け出なければならない。

(事業終了後及び県協議会が解散した場合の残余財産の処分)

- 第32条 第4条第1項第1号の事業が終了した場合及び県協議会が解散した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産があるときは、国費相当額にあっては東北農政局長に返還するものとする。
- 2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て県協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

### 第8章 雑則

### (細則)

第33条 実施要綱、実施要領その他この規約に定めるもののほか、県協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

## 附則

- 1 この規約は、平成21年1月6日から施行する。
- 2 県協議会の設立初年度の役員の選任については、第7条2項中「総会」と あるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第9 条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。
- 3 県協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第27条中 「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 4 本県協議会の設立初年度の会計年度については、第23条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成21年3月31日までとする。
- 5 この規約は、平成21年 4月27日から施行する。
- 6 この規約は、平成22年 4月 1日から施行する。
- 7 この規約は、平成24年 4月 1日から施行する。
- 8 この規約は、平成28年 6月29日から施行する。